

「消費者団体訴訟制度」による提訴第1号

賃貸住宅の修繕費用の一部を借り主に一律負担させる「定額補修分担金特約」は違法として、京都市中京区の消費者団体

消費者団体訴訟制度消費者契約をめぐるトラブルや悪徳商法による被害の拡大防止を図るために、個々の被害者に代わって、首相の認定を受けた消費者団体が事業者に差し止め請求でき

者契約法で創設された。判決で差し止め請求が認められれば、事業者は不当な勧誘行為や契約条項の使用ができないなり、応じない場合は強制金の支払いも求められる。適格団体は現在、京都消費者契約ネットワークはじめ、全国に五つある。

（11面に関連記事）
賃貸物件をめぐる不当条項の是正に取り組んできた「京都敷金・保証金弁護団」がKCCNを全面支援するのに対し、賃貸借

長栄側には同弁護団と更新料訴訟で争っている弁産会社「長栄」に同特約契約トラブルなどの消費者被害の拡大防止を狙つて創設された同制度による訴訟は全国で初めて。

KCCNは「分担金特約は消費者の利益を一方的に害し、消費者契約法十一条により無効」と主張し、「特約の廃止は確認できておらず、将来復活する可能性も考えれば、訴訟の意義はある」とし

京の消費者団体初提訴 賃貸住宅「補修分担金は違法」

団体訴訟制度で

契約時に月額賃料の二三倍の分担金を徴収している。

長栄によると、分担金制度は二〇〇一年四月に導入し、改装費の半額程度の負担を求めていたが、昨年七月に廃止したという。



賃貸住宅 仲介・管理のコンプライアンス企業
学生ハウジング 3215.CO.JP

2008年3月25日

京都新聞

2007年6月施行の改正消費者契約法による「消費者団体訴訟制度」により、全国で初めて提訴されました。

この提訴は、「定額補修分担金特約」が対象です。

学生ハウジングでは従来より、敷引・定額補修分担金等まぎらわしい表現を使用している物件は取り扱っておりません。